

# 第109回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和4年9月2日(金曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
	代表監査委員	中井幹夫		
欠席者 (名)				
遅刻者 (1名)	代表監査委員	中井幹夫		
		※午後から出席		
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名  
日程第 2. 会期決定の件  
日程第 3. 行政報告について  
日程第 4. 認定第 1 号 令和 3 年度兵庫県市町交通災害共済組合決算の認定について  
日程第 5. 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第 6. 報告第 5 号 放棄した債権の報告について  
日程第 7. 報告第 6 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について  
日程第 8. 報告第 7 号 株式会社元気工房さよの事業報告について  
日程第 9. 議案第 57 号 財産の取得について（自治体情報システム強靱性向上モデル対応に係るサーバー機器及び周辺機器一式）  
日程第 10. 議案第 58 号 財産の取得について（教職員等パーソナルコンピューター 180 台）  
日程第 11. 議案第 59 号 協定の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定）  
日程第 12. 議案第 60 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 13. 議案第 61 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について  
日程第 14. 議案第 62 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第 15. 議案第 63 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 16. 議案第 64 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 17. 議案第 65 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 18. 議案第 66 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 19. 議案第 67 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 20. 議案第 68 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 21. 議案第 69 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 22. 議案第 70 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 23. 議案第 71 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 24. 議案第 72 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 25. 認定第 2 号 令和 3 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 26. 認定第 3 号 令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 27. 認定第 4 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 28. 認定第 5 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 29. 認定第 6 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 30. 認定第 7 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 31. 認定第 8 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 32. 認定第 9 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 33. 認定第 10 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 11 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 12 号 令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 13 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 14 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 38. 決算審査報告について
- 日程第 39. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 40. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 41. 委員会付託について

---

午前 09 時 30 分 開会

議長（小林裕和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 109 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集を賜わり、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

沖縄の南海上にある台風 11 号の影響により、秋雨前線を刺激して、このところ不安定な天候が続いております。農家にとっては、秋の収穫時期に入りましたが、今年は、水不足に続き、今度は長雨でしょうか。台風の進路によっては影響を受けることになり、自然の猛威に振り回される 9 月に入りました。十分にご注意をしていただきたいというふうに思います。

また、コロナ感染症であります。第 7 波では、7 月、8 月において陽性者が二桁の伸び、高齢者の 4 回目のワクチン接種も、ほぼ終了したのではないかと思います。児童生徒の新学期も始まりましたので、家庭内感染等にも十分注意をしていただき、日常生活を送っていただきたいと思っております。

このような時期ではありますが、議員各位、また、当局の皆さんにおいては、この 9 月定例会、慎重かつ活発な議論・審議をお願いするものであります。

さて、今期定例会には、報告 4 件、令和 4 年度一般会計補正予算などの議案 16 件、令和 3 年度各会計等決算の認定 14 件の合計 34 件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いをし、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めて、皆様、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

この 9 月定例会、開会いただきました。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、この 9 月定例会に上程をさせていただく議案につきましては、令和 3 年度、昨年度の収支決算。また、事業報告。また、並びに令和 4 年度、今年度の補正予算と多くの議案を上程させていただきます。それぞれ、慎重に十分にご審議をいただきまして、認定、また、可決、決定を賜りますように、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

令和 3 年度、昨年度の決算につきましては、後ほど監査委員の方から、報告をいただきますけれども、一応、計画どおりの大体の執行ができたというふうに思っております。

やはり、昨年もコロナの感染が続く中での 1 年でありました。国における臨時交付金等

を活用をしながら、コロナ対策に、いろんな形で取り組ませていただき、そうした中と同時に、通常の一般の町行政としての事務事業においても、おおむね順調に執行をしてきたというふうに思っております。

財政的には、そうした交付金等を活用しながら、執行をしてまいりましたので、それぞれ、また、後ほど、監査委員からもご報告を賜りますけれども、実質公債費比率、財政指標の大きな指標であります実質公債費比率も初めてマイナスという数字が、単年度でマイナスになっております。これは、県内他市町と比較をしていただいても非常に安定した良好な状況になっているというふうに思っております。

ただ、国においても、コロナ対策、非常に大きな財政出動をして、いろいろと対策も、事業が行われておりますけれども、それに加えて、国際情勢の緊迫の中で、物価が急激に上昇しております。これが日本の経済にどのような状況をもたらすか、経済の状況も非常にこれ、不安定な状況になっております。

また、そうした国際情勢の緊迫の中で、国防費、安全保障の問題が大きくクローズアップされて、国防費が相当、これから国の大きな財政の中で占めてくるというようなことも言われております。

そうした、状況は、私たち地方財政にとっては、これから非常に厳しい状況になってくるだろうという、これは想定をしなければならないのではないかなというふうに思います。

そうした中であって、町におきましては、そうした社会情勢というものを、しっかりと見据えて、中長期的に、やはり現在の安定した財政を維持しながら、町民の皆さんの生活、福祉の向上のために、さらに、いろいろと、しっかりと努力をしてまいらなければならないということを、改めて思っております。

先ほど、議長からも御挨拶にありましたように、非常に、これから9月、天候が、まだまだ不順な状況であります。

昨日が、防災の日、関東大震災から99年目の防災の日でありました。

今、沖縄の南方にあります台風11号も、いよいよ北上を始めました。これも、今のところ進路予想では、かなり私たちの町の西側を通過するというところで、非常に強い台風ですので、これは警戒をしなければならないというふうに思っておりますし、また、コロナにおいても、8月の陽性者の累計が8月1カ月で727人という数字が出てきております。

昨日、学校のほうも新学期が始まりました。おおむね子供たちは、元気に登校しているようですけれども、しかし、やはりコロナ関係の中で、20数名ぐらいが新学期、登校ができていないというような状況も聞いておりますので、まだまだ、コロナのほうも収束の見通しが見つからないような状況であります。

それぞれ、議員各位におかれましても、十分に感染の予防には気をつけていただきながら、この、まだまだ、不安定で蒸し暑い日が続くと思っておりますけれども、9月28日が議会の閉会という議会日程になっておりますけれども、議会活動に、それぞれ元気にご精励を賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君）           ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第109回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長及び代表監査委員であります。代表監査委員は、職務のため午後から出席するとの届けを受理しておりますので報告しておきます。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（小林裕和君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。  
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。5番、大内将広議員。6番、金澤孝良議員。  
以上の両議員にお願いします。

---

### 日程第2．会期決定の件

議長（小林裕和君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月2日から9月28日までの27日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月2日から9月28日までの27日間と決定しました。

---

### 日程第3．行政報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第3に入ります。行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

---

議長（小林裕和君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思えますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

### 日程第4．認定第1号 令和3年度兵庫県市町交通災害共済組合決算の認定について

議長（小林裕和君） それでは、まず、日程第4、認定第1号、令和3年度兵庫県市町交通災害共済組合決算の認定についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました認定第1号、令和3年度兵庫県市町交通災害共済組合決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、現在までの経過をご説明をさせていただきます。県内19市町で構成をする兵庫県市町交通災害共済組合は、昭和43年から交通災害共済事業に関する事務を執り行ってまいりましたが、近年、交通災害共済への加入者が減少をし、毎年多額の基金の取崩しが避けられない厳しい運営状況でございました。

そのため、平成29年度に全構成市町による検討委員会において協議をした結果、行政が実施する交通災害共済事業としては一定の役割を終えたとの判断から、交通災害共済期間を令和2年3月31日までとし、令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することで合意を得て、本町においても平成30年6月の第82回定例佐用町議会において「共済期間の終期」について、また、令和3年9月の第104回定例佐用町議会において「組合の解散」について、それぞれ議決をいただいたところでございます。

なお、事務の継承は、地方自治法第292条によって「一部事務組合を組織している普通地方公共団体が事務を承継する」ことが規定をされており、同組合の管理者でありました佐用町がその事務を承継することとなりました。

よって、佐用町監査委員の決算監査報告書を添えて関係書類を提出をし、本議会にて決算の認定を賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、別紙の令和3年度決算資料に基づいて、ご説明を申し上げます。

まず、資料1、令和3年度兵庫県市町交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算についてでございますが、1ページをご覧ください。

決算額は、歳入総額2,135万3,625円。歳出総額2,111万9,689円。差引き23万3,936円であり、全額佐用町に承継されることとなります。

次、2ページをご覧ください。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

主なものは、設立基金からの繰入金2,100万円で、その他、繰越金及び諸収入となります。

続いて、3ページからの歳出について、説明をいたします。

第1款、議会費ですが、主なものは旅費3万7,508円。使用料及び賃借料2万8,270円。合計6万7,978円となります。

第2款、総務費ですが、主なものは、職員1人分の給料、職員手当、市町村共済組合負担金及び職員退職手当基金への繰出金で、合計1,220万6,219円となります。

第3款の事業費でございますが、主なものは、加入者管理システム機器設置等借上料、パソコンリース料等の使用料及び賃借料298万8,953円、及び、令和元年度に発生した事故9件の共済見舞金153万円で、合計605万6,492円となります。

第4款の諸支出金でございますが、請求事務取扱交付金、歳計現金分配金の78万9,000円、及び、解散以降の組合関係業務に備える体制整備費用200万円で、合計278万9,000円となります。

続きまして、資料2をご覧ください。

まずは、令和3年度における設立基金の増減についてでございます。

令和3年度期首残高は、8億3,057万6,595円で、期中増加額は、保有債券売却益、債券利払金等の1,737万6,895円。期中減少額は、構成7市12町に分配した8億4,795万3,490円で、総額の30%を均等割とし、残り70%を平成20年度から平成29年度末までの10年間の累積加入人員による割合で、設立基金の全額を分配したものでございます。結果、差引期末残高はゼロ円となります。

続きまして、令和3年度における職員退職手当基金の増減についてでございますが、令

和3年度期首残高は、1,433万9,824円で、期中増加額は、一般会計からの繰入額、預金利息の328万135円。期中減少額は、職員1人分の退職手当支給額1,761万9,959円で、差引期末残高はゼロ円となります。

以上、ご認定を賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、令和3年度兵庫県市町交通災害共済組合事業の決算説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております認定第1号については、本日即決とします。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴していただきますよう、お願いします。

これより、認定第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 今、町長から説明ありましたが、これ元年で9件の事故があったとかいう説明されましたけれど、2年、3年度におきましては、何件あったんでしょうか。

それと、担当職員は、この書類で見ると限りは1名となっておりますけれど、1名の方が、これを担当してやっておるんでしょうか。その2件について再確認させていただきたいと思ひます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） すみません。失礼いたします。

まず、事故件数でございますけれども、申し訳ございません。ちょっと、令和2年度の数字しか手元にはございませんが、令和元年度の…、すみません、申し訳ございません。

令和2年度の数字がございます。申し訳ございません。

これ、令和2年度には、平成30年度と令和元年度の事故分、結局、時効が2年ございますので、その前の事故分としまして、件数としましては、令和2年度の業務報告に載っておりますのが、平成30年度の事故分として件数が826件。それから、令和元年度の事故分が567件という件数が業務報告書のほうには記載をされております。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 町長。

町長（庵途典章君） この共済組合で事業を行っております、この交通災害が起きて、その共済金の支払いにつきましては、その後、2年間でしたか期間があるわけです。ですから、事業そのものは、もう既に、当組合でも、議会でも平成30年6月に、この共済期間



の周期、これで終わりますということで、終わっているわけです。

ただ、あとだから、その共済金の掛金とか、そういうものは、その平成30年度で、もう徴収が終わったわけです。ただ、後の残り、後になって、忘れておったとか、その期間で、後から申請があったのが、最終的に残り9件、これが請求があって、この分だけは払いました。これで全部終わるわけです。

だから、令和2年、3年は、もう全然、それは、当然ないんです。それはね。はい、そういうことです。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 2年で終わるわけでございますけれど、それに変わるものとしては、もう全然、どう言うんですか、佐用でこれを置くというような説明もあったんですけど、それは、どんなんです。その後の部分については。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こうした交通共済、保険ですよ。こういうものは、設立した当時は、民間のいろんな保険というのもあったことはあったと思いますけども、充実していなくて、やはり行政が、こうした組合をつくって、共済組合で、それぞれの市町の住民、町民、市民の皆さんへの支援をしてきたと、その事業に取り組んだということですよ。

だけど、先ほども説明でも申し上げましたように、もう加入者も、今、非常に少なくなりました。ということは、民間のいろんな保険会社の保険等には、皆さん、たくさん加入をされて、この共済組合の事業の加入者というのは、非常に減ってきたと、だから、もう役割を、一応終えたという結論の中で解散ですから、新しいものをつくるということはありません。

それから、先ほどのご質問の中で、これは、事務を町村会と一緒に、その共済組合職員という専任職員を置いて、これで事務を行ってまいりました。だから、その職員もこの解散と同時に、もうここから職員が要らなくなるわけです。その職員につきましては、一応まだ、定年前ですから、この職員に、一旦、退職金をこうして、これまでの期間の退職金を支払いをして、その後、次の町村会の職員として再雇用をするという形で処理をしております。以上。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
認定第1号を、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

---

日程第5．報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第5、報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和3年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をさせていただきます。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を、まず、申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、健全化判断比率算出の際の分母となります。令和3年度の数值は87億3,951万円、うち、臨時財政対策債発行可能額が3億3,702万9,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率についてでございますが、一般会計等の実質収支は1億3,275万6,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、0.4%でございます。これは、公債費及び公債費に準じた経費の財政負担の度合いを示すもので、令和元年度から令和3年度、各単年度数値の単純平均でございます。

ちなみに、単年度の実質公債費比率は、令和元年度が1.2%、令和2年度が1.0%、令和3年度がマイナス1.0%となっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか普通会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、前年度より数値が改善し、将来負担比率はマイナス117.2%となり、比率は算定をされません。

以上のとおり、4指標全てが基準内の比率であり、健全な財政状況を維持しております。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように、全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

日程第6．報告第5号 放棄した債権の報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第6、報告第5号、放棄した債権の報告について、町長より報告があります。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第5号、放棄した債権の報告につきまして、ご報告申し上げます。

令和3年度に佐用町債権管理条例第16条の規定に基づきまして506件、3,552万9,625円の債権を放棄をいたしました。

1つ目の債権は、町営住宅使用料でございます。放棄理由といたしましては、消滅時効が4件、9万7,600円でございます。

2つ目の債権は、住宅新築資金等貸付金でございます。放棄理由といたしましては、消滅時効が14件、3,082万4,548円。生活困窮が1件、300万7,850円でございます。

3つ目は、簡易水道事業使用料でございます。本使用料は、公営企業法の適用でない簡易水道事業特別会計の使用料でございます。放棄理由といたしましては、限定承認等が115件、42万1,103円で、徴収停止後の期間経過が10件、2万1,120円でございます。

4つ目の債権は、簡易水道事業使用料でございます。こちらは、公営企業法の適用である水道事業会計の使用料でございます。放棄理由といたしましては、限定承認等が92件、26万7,555円で、徴収停止後の期間経過が39件、12万2,629円でございます。

5つ目は、個別排水処理施設使用料でございます。放棄理由といたしましては、限定承認等が107件、31万9,272円でございます。

6つ目は、農業集落排水処理施設使用料でございます。放棄理由といたしましては、限定承認等が124件、44万7,948円でございます。

以上、放棄しました債権につきましてのご報告とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） この分が、3,552万9,625円を放棄ということになったわけですが、コロナで相手の人と、なかなか会う機会もなかったんじゃないか思うんですけど、ただ、期限が来たからというんじゃないかと、督促はずっとされておったんかということ。

というのは、兄弟の子供たちが、ほな、わしが代わって払ってやろうとか、中にはですよ。それから、収入がなかったけれど、元気になって収入が入るようになったから、少し

でも払ってやろうとか、そういうふうなことは1件もなかったんでしょうか。そこらへんについて、お伺いいたします。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、副町長。

副町長（坪内頼男君） いろんな債権の水道と住宅貸付け等ありますので、まとめて私のほうが、今のご質問にお答えさせていただきます。

今、岡本議員が、この債権放棄までの対応として言われたことにつきましては、どの課も、コロナとかの影響等はあったかもしれませんが、そういうことも別にして、今まで債権者等に、こういった督促を発送したり、面談もしたり、また、その相続者調査等も実施させていただいて、そういった結果で債権管理条例で債権放棄をさせていただく、その要綱に合致するという判断でさせていただいていますので、岡本議員が具体的に言われた対応というのは、各課、この債権放棄までに全て対応させていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） それは、3,500 万円の皆さんの血税いうのか、税金でございますので、なければ一番いいんですけど、やっぱり、こうして出た以上は、ずっと督促はしていったらんと分らんわけですから、中にはあったんじゃないかというようなことも含めて、やっぱり、考えていかんと、江戸時代の徳政令、もうちゃらにしますよ。よろしいですよというふうには、なかなかいかんのんじゃないかという気がしておりますので、ちょっと、申し上げたのでございますが、坪内副町長が、そうやって、今までずっとやってきておるわいということでございますけれど、やはり、その中でも、やはり、そういう特殊な、特異な例が、なかには全然なかったんかということも含めて尋ねたんでございまして、以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 放棄理由はそれぞれですけど、1つ、住宅新築資金等貸付金の14件、3,000万円余りあります。この関係で、放棄理由として消滅時効ということの理由になっておりますが、条例上、そういうことで、合致したからということなんですけれども、いわゆる消滅する時効で、住宅新築資金などは、新たな貸付けはされていませんでしたので、従来から、期間的には、もうかなり前から時効が発生するような案件だったと思いますが、その中で行政として、その消滅されないようにということの手立てを打ってきています。打ってきたと思うんですけど、先ほど、質問、前任者の方ありましたように、督促を発送しているということで、その消滅する時間というか、それは効果としてはなかったんですか。ちょっと、その点、もう一度確認したいので、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 先ほどの平岡議員の質問でございますが、ちょっと、手元に詳しい資料がありませんので、ちょっと、分かりませんが、これまでには、督促というものは、常にさせていただいております。

その中で、高齢になられた方ですとか、相続人がいないとかという方に関しましては、消滅というふうな形になっておろうかと思っておりますけれども、業務といたしましては、常に連絡等督促出させていただいております。以上でございます。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 今のご質問は、時効の中断というような、そういったことがなかったのかというお話だと思っておりますけれども、ほとんどの方は、この貸付金を借りられた方、本人は亡くなられている方が、ほとんどです。その相続人の方、あるいは保証人の方、そういった調査をして、そういった方に督促とか、催促状、納付書、そういうものを出させていただいております。

そういった整理をした中で、やっとたどり着いて、そういった方を洗い出して出しているという状況の中で、基本的に借りられた方が亡くなっているという中で、相続人自体も、ほとんどの方が相続放棄をされています。こちらが、そういう問い合わせをした時に、相続放棄ということを中心される中で、こういう債権放棄、この1号を適用したんですけれども、既に、これはもうご存じだと思うんですけれども、その消滅時効期間は経過して後の対応ですので、そういった相続放棄をされた方以外にも、なしのつぶてと言うんですか、督促とか、そういうものを催促しても、何ら帰ってこない、そういうことを繰り返していたんですけれども、結果的に、そういう方が法律的に弁護士等に相談されれば、弁護士は時効の援用ということをアドバイスされると、そういった、いろんな案件があります。

また、実際に、相続者の方が債権放棄、あるいは、されていないんですけれども、生活保護を受けられているような状況が続いていると。そういった方についても、こちらが督促とかの強制的な執行をすれば、その方も、おそらく時効が過ぎていますので、時効の援用というケースに至るとということが考えられます。

そういった、この件数の中に、いろんなケースがあるんですけれども、とにかく全て、この条項については、消滅時効期間を過ぎた後の対応の中で、回収なり、資産の評価、そういうものを勘案させていただいて、債権管理条例で債権を放棄させていただいたという内容のものでございます。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この債権の整理につきましては、本当に担当者も非常に苦勞をしましてまいりました。その点は、少し、皆さんにもご報告をさせていただきたいと思うわけです。

先ほど、副町長が申しましたように、ほとんどの実際の債権者というのは亡くなられ、それが、相続なり、そのまま放置されてしまっているというような状況。それから、物件そのものも、既になくなってしまっているというような件もあり、ただ、もっともっと、たくさんの方が、債権があったわけですね。これを整理をしながら、やはり、それぞれの債権者に対して、また、その債権を相続されている関係者に対して、そうした督促等交渉も担当者も整理しながら、たどり着いて、交渉をしてきております。

その中には、昨年、一昨年でしたか、そうしたお子さんが、そうしたものがあつたことについて、全額、残っている、そうした借入金については、返済をするということで、返済をしていただいた、そうした例もあります。

それから、また、少しずつでも返済をしていくという、そういう形で返済を既に継続していただいている方もあります。

ただ、どちらにしても、非常に年数がたって、関係者の方も高齢になられておりますので、いつまでも、それを引き延ばして置いていても、担当者も、なかなか、それ以上の交渉も、また、事務もできませんし、債権、相続者の方も、非常に、それが重荷になってしまふと、そういうものが常に、まだまだ、残っていくということは、やはりお互いに、これは、いつかは整理を、きちっと早くしないといけない問題だということで、特に、こうした管理条例をつくった中で、この整理に、特に、ここ何年間かで当たってきたということでありまして、そうした担当課、担当者のほうも、しっかりと、そういう状況、それぞれの、今の現在の状況、生活保護を受けられている方でありますとか、全く相続者、その物件が、本当に、実際には、もう既になかったとか、いろんなことを、1つ1つ全部、状況を把握しながら、債権管理委員会のほう、最終的に中で、これの放棄は適切であるということでの処置をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今回、報告のあつたのは、貸付金ですけれど、14件ですが、先ほどの説明でいくと、もう整理しきつたというふうに理解したらいいんですか。まだ、残っているという状況ですか。どうなんでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） まだ、町長が、今、ご説明させていただいたように、少しずつ返済されている方もあります。そういった債権、今、手元に資料がないので、件数は明確に言えませんけれども、分かりませんが、数件、まだ、そういった債権は残っております。

今後、最終的に、そういった債権につきましても、状況等を調査し、相手の方とも交渉しながら、できるだけ早く、この債権については、整理をしていきたいというように思っています。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 今回の放棄については、それぞれ理由があって、よく分かるので、これは、これでいいと思うんですけれども、今後のことなんですけれども、例えば、今、言われたように、相続者がいないとか、町外に出て督促ができないとかいう理由は分かるんですけれども、水道料金とか生活排水、この中で、全ての方が佐用町におられないというわけじゃないと思うんですけれども、今後、今回、整理した後に、かっちりと、その方が、佐用町に住んでおられるんですしたら、かっちりと集金ができるのかという、そういう体制とか確約は、かっちりと取られているんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） お答えします。

今回、放棄させていただいたものにつきましては、限定承認というのは、相続放棄の関係で全て相続人がいないというようなことで、放棄しております。

それから、執行停止というのは、居所が分からなくなって、町外に出られて、居所調査をした結果、少額であるため強制執行ができないとか、あと本当に居所が全然つかめないという方の債権について放棄しております。

町内にいらっしゃる方については、これまでも訪問させていただいて、債務承認、それから分納誓約等を取りまして、時効等で債権が残らないということで、努力しております。債権者の皆様にも支払いのほうをしていただけるように、こちらのほうで訪問したりとかして、債権のほうを回収しておるといような状況でございます。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） もういっぺんだけ、すみません。

そしたら、例えば、簡水の簡易水道料の 115 件なんですけれども 42 万 1,103 円、これ全ての方が佐用町にはおられないという理解でいいんですか。この水道料金については。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） これ 115 件となっておりますが、それぞれ、水道料金の件数でございます。4 人の方でございます。

こちらの方については、全て町外のほうに出られておるといようなことでございます。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） このご報告をさせていただいております放棄理由のところの限定承認というのは、限定承認等ということで、実は、その中の、これ条例の2項に定めているんですけども、一番最初の出だしが、要は、債務者が死亡し、その債権について限定承認があった場合、その相続人全員が相続の放棄をした場合というような続くんです。

一番最初に表記しているのは限定承認という場合というような表記をしていますので、この今、課長が言った事例というのは、多くは、亡くなられて相続を放棄したという場合、それを今回、債権放棄をさせていただいたという、多分、その案件、4件につきましては、そういった理由の債権だと思います。

議員がお尋ねになった、これの債権の徴収状況というんですか、対応ですけども、こういった対応については、これまでもご説明させていただいた経緯はあると思うんですけども、徴収専門員の方を1名配置させていただいて、あらゆる、こういった残っている債権の督促なり、直に直接お会いしての対応、そういうこともしながら、そういった相続者が債権放棄をされるというようなことも踏まえて、今、整理をさせていただいています。

今度、決算等でも、また、その資料を見ていただいていると思いますけども、そういった面で、そういった債務の状況というのは、大きく、この上下水道の滞納につきましても改善しているという、そういう状況もご理解していただきたいと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） すみません。先ほどは、全ての方が町外に出られているというような説明させていただきましたが、お二人の管理人として、相続人は、相続放棄された方はいらっしゃいますが、その方については、現年については、管理人として、水道料金のほうは支払っておられますが、相続した負債については放棄されたということで、今回、限定承認という形で放棄しております。

議長（小林裕和君） よろしいですか。  
ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） この料金の徴収については、担当者がもらいにお家へ行ったり、それから、できたら、やっぱり振込で、銀行の自分の貯金通帳から落ちるようにさせていただいておったら、一番いいんじゃないかと思うし、この件数を見た場合、やっぱり、簡易水道とか、農業排水でも件数がたくさんありますね、これ、ですから、それから、今の中で、どこかへ転勤して、転勤うか、転出してしまっ、全然、どこにおるか分からんという答えが何回か出て来ましたが、これは、役場だったら、住民課で、どこの町へ出たとか、どこの市へ行ったとかいうのは分かるん違うん。そこらへんまで、個人情報であかん



ということになっておるんだったら、それもおかしいこっちゃで。そこらへん、どない思う。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） ちょっと、事例を言えば、分かりやすいのではないかなと思いますけども、例えば、この町内で、何か事業を営まれていた事業者がAという名前で事業をされて開栓していたと、水道を使っていたと、その方が事業を撤退して、どこかへ行かれた。どこかへ行かれて、点々と事業名を変えられると、そういう中で、追跡しても、その最終的なところは分かるんですけども、そこに督促とか、実態、居住を調べても、そういった会社の実態はないと、そういったケースも、この中に入っています。

分かるところまでは、追跡するんですけども、その先、やっぱり行政といえど、限界があるということをご理解いただきたいと思います。

〔岡本義君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 岡本議員、手を挙げて発言してください。岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、坪内副町長言われた、そのそういう人は、ここに上がっておるの全部じゃないんでしょう。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 1つの例として、分かっていただけ。ご理解していただける例として挙げたので、いろんな方もおられます。

転居されて、そこから先、行方がわからない。分かるところに町は督促を送る。送ると、必ず返ってくる。そういうことも、そういう場合もあります。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

日程第7．報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第7、報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。  
浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） ただ今、上程いただきました報告第6号、教育に関する事務の管理

及び執行の状況の点検及び評価等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告書を提出いたします。

これは、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について自ら点検・評価を行い、その結果を議会に報告するもので、令和3年度の実績について別添報告書のとおり取りまとめました。

評価に当たりましては、第3期佐用町教育振興基本計画に基づき、3つの基本方針に関わる13の基本的方向と、35の施策について採点方式で実施いたしました。

採点に当たりましては、各小中学校、健康福祉課、生涯学習課、教育課がそれぞれ該当する項目について、4点から1点で採点し、その合計点を100点満点に換算したものを、A・B・C・Dの4段階評価に置き換えたものでございます。

報告書の7ページをご覧ください。上段に評価基準を記載しております。

90点以上をA評価、目標を上回った。70点以上89点以下をB評価、ほぼ目標どおりだった。50点以上69点以下をC評価、目標をやや下回った。49点以下をD評価、目標を大きく下回ったとしております。したがって、例年どおりの実績であれば、おおむねB評価となり、また、1点差でA・B・C・Dの評価が左右されることもありますので、評価結果は、あくまでも傾向として見ていただければと思います。

また、下ほどに、評価結果の総括を記載しております。35項目の施策について、本年度はA評価が3項目、B評価が32項目で、昨年と同様にC・D評価はありませんでした。

それでは、昨年度のB評価からA評価に上がった3項目についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

(5) 特別支援教育の推進の中の②一貫性のある支援体制の構築がBからAに、また、(6) 幼児期の教育の充実の中の②開かれた園づくりの推進が、BからAに上がっております。これらはいずれも、令和3年度から本格的にスタートした佐用町型連携教育の推進も含め、保小中の連携体制がより整ったことによるものと評価しております。

続いて、12ページをご覧ください。

(4) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進の中の③安全・安心な居場所づくりの項目が、BからAに上がっています。これは、令和3年度から実施した学童保育の料金体系等の改正により、受益者負担の原則に基づく制度として実施できたことによるものでございます。

また、各項目をとおして、担当課が自己分析した成果と課題及び3人の外部有識者評価員による意見をいただいておりますが、毎年行うこの評価は、単に評価点を憂慮するのではなく、事業の分析と課題の整理を再認識することができ、より充実した教育の振興につながっているものと評価をいたしております。

なお、この報告書は町ホームページ等にも掲載し、広く住民の皆様にも公表することといたしております。

以上、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告といたします。よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） 以上で教育長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） Aが3件で90から100点。Bが70から89点。佐用の小学校、中学校の児童生徒すばらしいな思います。CもDも全然ありませんし、誠に結構なことで、先生や教育長の指導が大変いいんだろうなと思っております。

今、新聞テレビでにぎわしております、いじめられたとか、それから、また、自殺ですね、亡くなったとか、それから、家庭内でのそういうことがあったとか、DVのね、そういうようなことが、もしあれば、佐用はないんで、上がっていないんでしょうけれど、そういうことが起きた場合は、すぐ担任の先生や教育長や、そこ校長先生に、すぐ上がってくるという体制は、どのようにして取られておりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほど言われました、いじめとか、そういう家庭の問題とかというのがないというわけではありません。そういった報告は、軽微な事例であっても、学校長に担任のほうから報告があり、学校長のほうが教育委員会に報告をしております。

ただ、いじめ等についても、重大な事案についてはございません。

日頃の嫌なことをされたとかいうのは、担任の報告があったりとか、その中でも、ちょっと、こじれて、相談に日数を要したような、ちょっと、時間がかかったようなケースについては報告があったりとか、それから、家庭の問題であれば、福祉課等にも連携を持ってケース会議を開いたり、見守りの家庭もおりますので、大きな重大な事案等には発展してございませんけれど、おおむね良好な状況で観察が続いているかなというふうにはありますし、逐一報告はございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） そしたら、子供たちが、その先生との、ずっと日常交わすいう、何か、そういう連絡ノートとか何か、それを各自、ずっとつくって持っておるんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 小学校、中学校についても、それぞれ毎日、連絡を書いたりするノートは持っておりますし、それにも書かない子は、口頭で言いに来たりする場合もありますし、以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 基本方針 3 つありまして、その最初の 1 項目、育ちの連続性を重視した「生きる力」を育む教育の推進ということで、8 ページのところですけども、施策として、情報活用能力の育成ということで、2025 年から大学入試が大きく変わります。情報という項目が加わるわけですけども、それに応ずるといふか、だけではないんですけども、育ちの連続性、生きる力を育むということで、今の中学校 3 年生が大学入試する時に情報という科目が新しく加わると。

実際に、高校ではもう、1 つの教科になって学んでいるわけですけども、ここで言う小学校、中学校では、小学校では科目としては、教科としてはないんですね。

それで、何となく抽象的なんですけども、プログラミング的思考を育むといふか、どの教科で、どんな具体的な取組があるのかなといふことと、中学校では技術家庭科の中で、技術分野を 3 年間、このプログラミングといふようなことについて、3 年間のうち、実質は、10 カ月ぐらいだと思ふんですけども学んでいる。

そうすると、小中高大学とつながる連携といふか、その中で、小学校、確か 4 年生から、このプログラミング的思考といふのを学んでいるといふふうに思ふんですけども、具体的には、どんな教科で、どんな取組がされているのかなと。

それで、中学校に、どういふふうにつながっていくのかな。

そのあたりを、ちょっと、教えていただきたいなと。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 議員が言われるように、プログラミングの教科といふのはありません。

ただ、今、教科書の中に、一部として、小学校でしたら、算数の 1 つの単元の中に、少しだけ発展的な課題としてあったりとか、理科の中で少しあるとか、どの教科にもあるというものではございません。

今、小中学校として、主に、そういうプログラミング的思考といふのか、見通しを持って考えが進められるといふのに重点を置いて、そういう力を育成しております。これが、思考力であったりとか、判断力であったりといふような形で、ただ単に、そのプログラミングができるというあれではございません。

ただ、もうちょっと、専門的になりますと、中学校の技術のほうで、そういったロボットが動かせるようなとか、そういった思考的な操作を通して学ぶといふのはございますけれど、それが、言われるように技術、全部、1 年間通してするかといったら、そうでもないです。そういう単元を扱ってするといふことでございます。

それから、高校、大学に向けての基礎的な力を養うのは、小中学校の主な重点とする生きる力につながるような育成であると考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 何となく、例えば、教科がないわけですね。小学校の間は。

中学校の時には、技術家庭科の中でやるんですけども、4 年生、5 年生、6 年生がやっていって、中学校につなげていく、あるいは高校につなげていく、あるいは大学入試の

時につなげていくんですけれども、これが例えば、町内の小学校で取組として同じような形なのか、あるいは、町外の小学校と比べると、ちょっと、やっぱり取組が違うと、で、ちょっと、言いたいのは、例えば、高校入学の時に、例えば、25年からの大学入試の対策を、高校としてやっているところがあるし、そうでないところもある。そういう差が、小学校の時から、実は、具体的な科目ではないんですけれども、取組が、ちょっと、やっぱり見えにくいところがあるから、そういうプログラミング的思考というのが、評価が、なかなかしにくいところがあるというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 西播磨に関しましても、同じ教科書の中で、そういった思考を養うような授業をしておりますので、それほど大差はないかなというふうに思いますし、ただ単に、本当に、業者がロボットを動かすような、そういう機会を設けたりして、そういうのも教材としてはありますけれど、ただ単に、それで、プログラミングができるかといったらそうでもないの、左に動かそうと思えば、こうするとか、そういう、いろんな筋道を立てて、ゴールにたどり着けるような思考ができるようなことを、いろんな教科の中でやっていくことがプログラミングにつながるのかなというふうに思っておりますので、そんなに大差はないと思います。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） それで、教える側の体制についてなんですけど、情報、プログラミングについてなんですけども、ある資料を見ると、ある資料では、全国の情報を教える先生方の充足率というんですかいうのを調べたのがありまして、兵庫県の場合は、実は、全国からすると、そういう先生方がおられると、ベスト10に入るんですけれども、県下の平均ですの、そのあたりは、実態というか、これからもっと、そういう情報が分かる先生が不足する。必要になってくる。

もう1つ、中身を見てみると、高校の場合なんですけど、臨時免許状を取っていくと、あるいは免許外の教科担任というふうな形で対応しているということですので、これが本格的に、本格的にいうのは、いつが本格的か分かりませんが、2025年ということからすると、先生方の教える体制というか、そういうところについては、今後のことと、それから、現在の状況というものは、十分なのか、足りているのか、足りていないのかというふうなところで、評価するといかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先生の状況ですけれど、高校については、ちょっと、分かりません

けれど、小中学校については、基本、担任が教えることになっておりますので、あと専科についても、国が言っておりますけれど、情報に特化したような専科ではないです。国語であるとか、算数であるとか、体育であるとかいうので、その学校に応じたような専科を入れられるにはしておりますけれど、担任が基本的にはしますので、教科書を見ても、それほど、難しいような内容が、小学校のほうではありませんけれど、情報、パソコンが使えたりというようなことは、絶えず研修ではしておりますし、プログラミングというのは、どういうものなのかというのを、しっかり研修では積んでおります。

中学校については、技術の先生がおりますので、そこが（聴取不能）にならないように、できるだけ専門の技術の教員、資格を持った者が配置できるようには取り組んでおります。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

#### 日程第 8． 報告第 7 号 株式会社元気工房さよの事業報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8、報告第 7 号、株式会社元気工房さよの事業報告について、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました報告第 7 号、株式会社元気工房さよの事業報告につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、ご報告を申し上げます。

株式会社元気工房さよの令和 3 年度事業報告及び令和 4 年度事業計画につきましては、お配りをいたしております、株式会社元気工房さよ経営状況報告書のとおりでございます。

なお、決算事業年度は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、積極的な事業展開は図れておりませんが、看板商品であります「もち大豆みそ」の卸売価格の値上げなど、売上改善に取り組んでおります。

営業利益は約 760 万円の赤字となっておりますが、町からの指定管理料、コロナ関連の補助金等により、経常利益は約 940 万円の黒字となっております。

今年度は、動き始めている社会経済活動を見据え、また、アフターコロナに向けて、外販戦略、また、主力商品であります「もち大豆みそ」等の新規顧客開拓に向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、町といたしましては、直売所の効率的な運営や生産力の拡大に向けて、現在、直売所の大規模改修にかかる実施設計に取り組んでおります。改修後は、販売額の向上による経営の安定化を図り、直売所を、農業や観光の活性化の拠点施設となることを目指して、経営面においても経常利益の黒字化に取り組んでいきたいというふうに、考えているところでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） コロナの営業外収益の部で 1,700 万円から入りまして、令和 3 年度におきましても、経常利益 939 万 5,000 円。当期純利益も 700 万円から上がっております。その営業外収益があつて、このようになったと思うんですけど、令和 4 年度の分についても、営業利益 500 万円、そして、当期純利益 900 万円、経常利益 1,200 万円から、目標として上がっておりますけれど、このようになればいいと思います。

それと、ここの中で、役員構成、取締役 4 名と代表取締役社長、坪内頼男さんがなつていらっしゃるわけなんですけれど、この分で、資本金の分が佐用町が 195 万円。それから自己資本金が 258 万円から上がっておりますけれど、この自己資本というのは、どのような格好で上げていらっしゃるのか、そこらへんについて説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたします。

もともと合併前、統合して、元気工房さようになりましたので、その前の、それぞれの会社でお持ちであった資本を持ち寄ったというところがございますので、現在の名義は株式会社元気工房さようの持ち株ということになっております。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） これまでに、ちょっと、ご説明させていただいたと思いますけども、今の岡本義次議員の中で、代表取締役社長、私ということですけども、これ令和 3 年度の決算ですので、その時点では、私は、代表ということになっていましたけども、この 3 月で新しく衣笠君が代表取締役ということで、私は、その 4 名の中の 1 名として、取締役という立場ですので、その点をよろしくお願いします。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。  
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を 11 時 5 分とします。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 11 時 03 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 9．議案第 57 号 財産の取得について（自治体情報システム強靱性向上モデル対応に係るサーバー機器及び周辺機器一式）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 9、議案第 57 号、財産の取得について、自治体情報システム強靱性向上モデル対応に係るサーバー機器及び周辺機器一式を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 57 号の財産の取得、サーバー機器及び周辺機器一式につきまして、提案のご説明を申し上げます。

当該機器は、LGWAN（エルジーワン）系ネットワークとインターネット系ネットワークを分離するものであり、外部からのサイバー攻撃を防ぐとともに、メールの無害化処理や、外部インターネット環境と LGWAN 環境の分離を行うことで、ウイルスから業務用端末を守るというのであります。

具体的にはユーザー管理サーバー、遠隔操作サーバー、データ保存サーバー、メール中継サーバー及びファイアーウォール等ネットワーク機器の導入となります。

今回の機器購入は、現行システムの導入から 7 年が経過をしたため、経年劣化等による故障を未然に防ぐことと、現行システムの保守期限が切れるために、今後も継続して機器保守を受けるためには、自治体情報システム強靱性向上モデルに対応したサーバー及び周辺機器に更新する必要があるためでございます。

機器調達については、導入機器の構造や特性、また本庁の構築システムの内容を詳細に把握する者以外の施工では、正常な動作を得ることができない可能性が極めて高く、事業目的を達成できないおそれがあるため、随意契約といたしております。

契約金額は 2,645 万 5,000 円。うち、消費税及び地方消費税額は 240 万 5,000 円で、契約の相手方は、神戸市中央区東町 126 番地、日本電気株式会社神戸支社長、中田洋介（なかたようすけ）氏に決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本契約の締結をいたしたく議会の議決承認をお願いするものでございます。

ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 57 号については、本日即決とします。

これより、議案第 57 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。



11 番（岡本義次君） これは、特殊なもので、特殊な会社でございまして、随契で行ったわけでございますけれど、ほかでも同じように、こういうウイルスが、ほかからやられないということでおるところがあるんじゃないか思うんですけど、そうしたことによって、ほかで、そういう他からのウイルスの侵入というのは、全然なかったんですか。そこらへんは、どうでしょう。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 今のご質問は、これまでに、例えば、佐用町のシステムにウイルスの侵入があったかという質問でよろしいでしょうか。

〔岡本義君「ほかの（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 岡本議員、挙手で発言願います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） 佐用町は、今までであったということは聞いていませんので、多分なかったんだろう思うんですけど、他の市町村においても、この、いわゆる随契で、この業者を選んだということに対して、ほかには、やっぱり全然入ってきてないんですかということ、そのウイルスがね。

議長（小林裕和君） 分かります？

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 今、おっしゃられた質問が、例えば、今、佐用町が、このたび随契する NEC を入れた業者が、どこかほかで、そういったウイルスがあるかというご質問でお答えさせていただきますと、申し訳ないです。今、この手元では資料がございませんが、我々、その業者を選んだ理由は、システム構築が最初から NEC で、当然、NEC は、世界でも、きちっとした業者でございますので、そちらで、我々の構築をした業者ですので、その業者しか、我々、本庁の構築システムを詳細に理解して、そういったウイルスに対応できる業者はないということで、今回、上げさせていただいております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 57 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 57 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 58 号 財産の取得について（教職員等パーソナルコンピューター 180 台）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 10、議案第 58 号、財産の取得について、教職員等パーソナルコンピューター180 台を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 58 号の財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回、上程をいたしました財産の取得は、本年 6 月補正で議決いただきました佐用町教育情報基盤システム整備事業として購入する、ノートパソコン 180 台でございます。

この事業は、内閣府が令和 3 年度補正予算において創設したデジタル田園都市国家構想推進交付金を財源としたもので、補助率は 2 分の 1 でございますが、残りの町負担に対して 9 割（提案説明後 8 割に訂正あり）がコロナ交付金の対象となる、財政面では有利な事業でありまして、また、文科省が進める教育版 DX にも合致した内容でございます。

具体的には、現在、教職員は校務系のパソコンと、学習系のパソコンを使い分けておりますが、これらを 1 台に統合し、クラウドサービスを利用することで校務の効率化と、教育力の向上、家庭と学校をつなぐ情報連携の基盤整備を図ろうとするものでございます。

業者選定に当たりましては、去る、8 月 5 日、公募型プロポーザルを実施した結果、KDDI 株式会社、また、ニチワ、また、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の 3 社の応募があり、審査の結果、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社代表取締役社長、社長執行役員、丸岡 亨（まるおか とおる）氏に決定をいたしました。

契約金額は、6,040 万 5,300 円でございます。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決承認をお願いするものでございます。

もとい、残りの町負担に対しまして、8 割がコロナ給付金の対象。9 割と言いましたか、訂正をさせていただきます。

そうした財源的には、非常に、それぞれ手厚い財源が確保された事業になっております。

提案申し上げましたように、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。  
以上、終わります。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
ただ今、議題にしております議案第 58 号については、本日即決とします。  
これより、議案第 58 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これ、3社でやったんですけれど、入札はしたんですかな。プロポーザルということですか。

それと、今まであった分を、これ1つにするということですが、その古い分はどうするん。どうしたんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 入札をしたかどうかというお話でございますけども、提案説明でさせていただいたように、これは公募型のプロポーザルでございました。

いわゆる、これが入札のようなものでございます。

3社に、それぞれ各社の提案をしていただいて、その中から選定委員会で決めさせていただいたというものでございます。

ただ、金額だけの入札ではございません。内容も審査をいたしました。

それから、今、使っております古いパソコンにつきましては、パソコン教室であったりとかいう、何か利用ができないかなということは考えてはございますけども、まだ、計画としては、決定はいたしておりません。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 58 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 58 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11. 議案第 59 号 協定の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 11、議案第 59 号、協定の締結について、佐用町特定環境保全公共下水道南光浄化センターの建設工事委託に関する協定を議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 59 号、協定の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本協定は、南光浄化センターの改築計画に基づき主要な水処理設備、汚泥処理設備の更新事業を日本下水道事業団に委託するものでございます。

日本下水道事業団は、生活環境の改善と公用水域の水質保全に寄与することを目的とし、特別法である日本下水道事業団法に基づき設立された唯一の官業代行機関で、委託協定については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による「その性質または目的が競争入札に適さないもの」に該当し、随意契約による協定締結を予定しております。

本協定は、工事の請負契約に準ずるものであるために、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決承認を求めます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 59 号については、本日即決とします。

これより、議案第 59 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 提案説明で改築計画に基づきということで、その計画の内容なんですけれど、金額で 9 億 4,700 万円からの協定内容ですので、概略でいいので、全面的に、今ある施設が、どんなふうに、どういうふうにするのか、ちょっと、その点、計画内容について、補足してください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） それでは、改築計画に基づいて、工事内容について、説明させていただきます。

工事内容としましては、南光浄化センターの機械設備工事、これし渣設備、反応タンクの設備、それから、最終沈殿池、それから、汚泥濃縮設備、機械設備については、この設備一式を更新しようとしております。

それから、電気設備、これは、運転操作盤、それから計装設備、自家発電設備、それから、監視設備、この一式を更新という形にしております。

それで、ここ南光浄化センターには、汚泥の脱水機設備という部分があるんですけれど

も、こちらについては、三日月のほうに集約してということで、脱水機設備は更新せずに、ここの汚泥の、濃縮汚泥を搬出できるような設備を新たに新設するというような形になります。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いわゆる機械類、電気設備とか、そういう内輪の、内輪というか、重要な施設の更新であって、建屋とか、そういうものについては、関係ないということですね。すみませんが。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 建屋については、更新は行わない。電気設備、機械設備のみというふうになっております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 随契で、こういう専門に全国的な展開をしておるところと思うんですけど、これ、ほとんどの市町村でも、この日本下水道事業団いうのを使ってやっておるのでしょうか。そこらへんは、どんなんですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 佐用町のような技術者が、下水に特化した技術者がいないような地域においては、こういった専門の日本下水道事業団というような官業の唯一代行機関ということで、そちらのほうに委託しておるといようなところは、多々あると思います。

本当に施工管理していく上で、技術的に分からない部分が多々ありますので、そういった部分で代行していただいて、事業のほうを進めておるといところが多くあると思います。

ちょっと、数とか、そういった部分については、資料がございませんので分かりませんが、そういった機関に頼まれておる事業体が多くいらっしゃると思います。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 59 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 59 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 12. 議案第 60 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 12、議案第 60 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 60 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

昨年 8 月 10 日の人事院勧告により、国家公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がありまして、本年 10 月 1 日から施行されます。正規職員の育児休業については、この法律に規定されており、この法改正では、育児休業の取得回数制限が緩和をされ、現行では 1 回までであったものが、2 回まで取得可能となることが主な内容でございます。

本条例改正は、この法改正に伴うもので、主な内容といたしましては、まず 1 点目に、会計年度任用職員の育児休業について、正規職員に準じて 2 回まで取得可能となります。また、取得要件も緩和をされ、現行では子が 1 歳 6 カ月に達する日まで任期の更新が見込まれる場合に取得可能であったものが、子が出生後約 8 カ月以降の任期の見込みがある場合は、取得することができるようになります。

2 点目に、育児休業が 2 回まで取得可能となることに伴い、これまで特別の事情により再度の育児休業を取得する場合に必要であった、育児休業等計画書の提出が不要となるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認をいただきますように、よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
ただ今、議題にしております議案第 60 号については、本日即決とします。  
これより、議案第 60 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） これ1回だったんが2回まで取れるということでございますけれど、この2回というのは、同じ日に午前の分とか午後の分で1回ずつの2回、そういうふうな、そこらへんは、どんなんですか。ちょっと、分からんで聞きよんやけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

例えば、子供が産まれて、8週ですね、今まででしたら育休が1回だけいうことでしたけども、例えば、その8週の間には1回は取るんだけれども、都合で、また、出勤しますとか、出勤したけども、やっぱり家庭の事情で、もう1回取りたいんやというような方がおられます。そういった形で職員のほうを取りにくかった条件を、より取りやすくしまして、働き方改革の一環として、そういった環境づくりをするということで、1回を2回にするということでございます。以上でございます。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 女性の場合であれば、8週であれば、育児休暇ではなくて産休ということになるんですけども、今、申し上げましたのは男性、夫のほう、夫のほうで育休を取るという場合に1回から2回になったということでございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第60号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第60号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 61 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 13、議案第 61 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程いただきました議案第 61 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、マイナンバーカードを利用して、印鑑登録証明書を、コンビニエンスストアなどのキオスク端末機で交付するサービスを、令和 5 年 1 月から開始することに伴い、必要な条例改正を行うものであります。

佐用町印鑑条例においては、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めておりますが、役場住民課、各支所・出張所の窓口において、印鑑登録証明書の交付申請につきまして、受理できない場合も規定しております。この条項に、コンビニエンスストアなどでの交付申請時に、受理できない場合を追加し、規定するものでございます。

具体的には、マイナンバーカードの暗証番号が一致しない時や、マイナンバーカードに記録された利用者証明用電子証明書の効力が失われている時に、申請を受理することができないことを明記するものであります。

なお、コンビニエンスストアなどで、印鑑登録証明書を交付することにつきましては、別途、佐用町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則において、規定をいたします。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 61 号については、本日即決とします。

これより、議案第 61 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 61 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 61 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。



日程第 14. 議案第 62 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 14、議案第 62 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 62 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、マイナンバーカードを利用して、住民票や印鑑登録証明書、課税証明書などの各種証明書を、コンビニエンスストアなどのキオスク端末機で交付するサービスを、令和 5 年 1 月から開始することに伴い、その手数料の金額を新たに規定するための条例改正を行うものでございます。

佐用町手数料条例には、役場本庁、各支所・出張所の窓口において、各種の証明書等を交付する際の、手数料の徴収について定めておりますので、コンビニエンスストアなどで交付する際の手数料の金額を、追加で規定するものでございます。

また、住民票の交付手数料につきましては、「4 人を超えるときは、4 人までごとに 300 円を加える」としていたものを削除をして、4 人を超えるときも 300 円に統一することといたします。

今回の一部改正において、規定する手数料につきましては、役場窓口での交付手数料より、それぞれ 100 円安い金額を設定いたしております。

これは、役場窓口での対面による申請や、窓口混雑時の三密を軽減することで、コロナ感染予防対策となる上に、申請書を書かない、順番を待たないなど、スムーズな交付が行えるといった、サービスの向上につながるものでございます。マイナンバーカードの活用によって、より多くのかたにご利用いただけるように、安い金額を設定をさせていただいたところでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 62 号については、本日即決とします。

これより、議案第 62 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） このマイナンバーカードを作らせるということで、こういうふうな役場の窓口来るよりも、安くするとかそういうような、とにかくマイナンバーカードを作れ、作れということでございますか。これは。

議長（小林裕和君） 誰が答弁しますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） ご承知のように、国のほうではマイナンバーカードの取得について、推進をしております。

で、今回の手数料の一部改正につきましては、説明にもありましたように、来年1月から全国のコンビニにおいて、住民票とか印鑑登録証明とかを交付できるように、事務を、今、進めておるところでございます。

それによって、住民のサービス向上につながるものと考えておりますし、それをやるに当たっては、マイナンバーカードの取得が必要になるということにはなりません。

ですので、先ほど、説明にもありましたように、役場の窓口は8時半から18時までと、延長して18時までとなっておりますが、コンビニエンスストア等ですと、それ以降、夜間ですとか、早朝とかも交付することができます。大変、非常に便利になるというふうに思っておりますので、その利用をしていただくためにも、利用料金については、100円安い金額で設定させていただいております。

これにつきましては、県下の状況を見ましても約半数ぐらいの市町が安い金額を設定しているという状況でございます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤孝良議員。

6番（金澤孝良君） 非常に便利になるということなんですけれども、その機械そのものは、コンビニに設置されるということなんですけれども、例えば、役場の窓口のどこかに置くとかいう、使い方なんか分からん時に、いっぺん練習したりして、今度はコンビニで取ろうかというようなこともあるんじゃないかなと思うんですけれども、銀行なんかのATMも窓口がありながら、入り口にATMを設置してあるというような状況なので、そういった使い方のサービスも含めて、役場の窓口を設置するというふうな考えはないんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えします。

既に、コンビニエンスストア等には、そういった端末機が既に設置されております。

で、役場の窓口においてはどうかというお話でございます。これにつきましては、本庁の窓口には1台、その機械を設置させていただきたいというふうに、計画を、今、進めておるところでございますので、また、その時にご報告させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 62 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 62 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 15. 議案第 63 号	令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16. 議案第 64 号	令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 17. 議案第 65 号	令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 18. 議案第 66 号	令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 19. 議案第 67 号	令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 20. 議案第 68 号	令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 21. 議案第 69 号	令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 22. 議案第 70 号	令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 23. 議案第 71 号	令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 24. 議案第 72 号	令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 15 に入ります。  
日程第 15 から日程第 24 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。  
よって、日程第 15、議案第 63 号、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてから、日程第 24、議案第 72 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてまでの 10 件を、一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 63 号から議案第 72 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 63 号、佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）からご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 5,882 万 3,000 円を追加し、128 億 1,967 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

地方交付税につきましては、このたび、普通交付税の交付額が決定をいたしましたので、340 万 3,000 円の増額でございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金 17 万円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、3,335 万 3,000 円の増額。うち、国庫負担金は 2,654 万 1,000 円の増額で、障害児通所支援費負担金などを追加計上いたしております。国庫補助金は 681 万 2,000 円の増額でございます。

県支出金につきましては、4,265 万 5,000 円の増額となっております。うち、県負担金は 1,327 万円の増額であります。県補助金は 2,844 万円の増額で、ひょうご地域創生交付金の追加計上などによるものであります。委託金は 94 万 5,000 円の増額でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 1,100 万円の増額で、高度情報通信網貸料を追加計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金を 6,921 万 3,000 円繰り入れいたしております。

繰越金につきましては、6,207 万 8,000 円の増額で、令和 3 年度の繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 184 万 8,000 円の増額であります。

町債につきましては、3,510 万 3,000 円の増額であります。各事業において、事業費の増減に伴う財源補正のほか、過疎対策事業債、及び辺地対策事業債の割当内示に伴う地方債の組み替え等を行っております。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。予算書 2 ページをご覧ください。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明は省略をさせていただきます。

併せて、町内 47 カ所の高圧電力施設に電力供給する事業者が変更となるために、需用費に計上いたしております。光熱水費電気料を増額する一方で、役務費を計上いたしております。エネルギープロバイダー手数料を減額いたしております。

なお、特別会計におきましても、人件費及び光熱水費電気料、エネルギープロバイダー手数料は同様でございます。

まず、議会費につきましては、24 万 5,000 円の増額で、人件費のみの補正であります。

総務費につきましては、7,704 万 5,000 円の増額。うち、総務管理費は 8,073 万 1,000 円の増額で、地方創生臨時交付金事業などを追加計上いたしております。

徴税費は、494 万 7,000 円の減額。戸籍住民登録費は 126 万 6,000 円の増額。統計調査費は 5,000 円の減額でございます。

民生費につきましては、7,527 万 5,000 円の増額。うち、社会福祉費は、5,232 万 1,000 円の増額で、障害児通所支援事業などを追加計上いたしております。児童福祉費は、2,299 万 2,000 円の増額で、利神保育園及び三日月保育園の改修工事における工事請負金などを追加計上いたしております。国民年金事務取扱費は 3 万 8,000 円の減額であります。

衛生費につきましては、3,133 万 5,000 円の減額となっております。うち、保健衛生費は 827 万 6,000 円の増額、清掃費は 3,961 万 1,000 円の減額で、佐用クリーンセンターの大規模改修工事の一部を延期したために、工事請負金を減額いたしております。

農林水産業費につきましては、525 万 3,000 円の増額。うち、農業費は 228 万 7,000 円の減額。林業費は 754 万円の増額でございます。

商工費につきましては、836万9,000円の増額で、主に人件費と特別会計繰出金の補正でございます。

土木費につきましては、1,006万1,000円の増額であり、うち、土木管理費は24万2,000円の増額。道路橋梁費は381万円の増額でございます。下水道費は777万9,000円の増額で、特別会計繰出金でございます。住宅費は177万円の減額であります。

消防費につきましては、11万7,000円の増額です。

教育費につきましては、1億1,279万3,000円の増額となっております。うち、教育総務費は417万3,000円の減額であります。小学校費は4,952万円の増額。中学校費は3,284万1,000円の増額で、各小学校、並びに佐用中学校を除く3中学校における体育館の照明LED化工事などを追加計上しております。社会教育費は1,752万8,000円の増額、保健体育費は1,707万7,000円の増額で、主に人件費と光熱水費電気料などを補正をいたしております。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費100万円の増額で、令和4年7月豪雨災害によって発生した農地の復旧工事における工事請負金を計上いたしております。

次に、債務負担行為補正でございますが、第2表、債務負担行為補正によりまして、説明をさせていただきます。

上月支所庁舎大規模改造事業につきましては、上月支所庁舎の大規模改造工事、並びに上月文化会館の除却、跡地の駐車場整備など行う事業でございます。当補正におきまして、支所の実施設計委託料を計上しておりますが、令和5年度に実施予定の支所庁舎大規模改造工事の施工監理業務、並びに令和5年度、令和6年度に実施予定の文化会館の除却、駐車場整備における実施設計と施工管理業務につきましては、支所の実施設計と一括で発注するために、限度額を1,600万円と定めるものでございます。

次に、地方債の追加及び変更につきまして、第3表の地方債補正によりまして、説明させていただきます。

まず、追加の支所等整備事業でございますが、上月支所大規模改造事業に関して、合併特例債を追加計上いたしております。

児童福祉施設整備事業は、利神保育園及び三日月保育園の改修事業に関して、合併特例債を追加計上しております。

変更となります過疎地域持続的発展事業、農業生産基盤整備事業、道路長寿命化事業、義務教育施設整備事業につきましては、事業費の増額等に対応いたしまして、地方債の限度額を設定、また、地方債の組み替え等を行っているところでございます。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第64号 令和4年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ936万9,000円を追加し、21億2,859万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明いたします。

繰入金につきましては、733万1,000円の減額。うち、他会計繰入金は、376万7,000円の減額で、一般会計繰入金の減額でございます。基金繰入金は、財政調整基金繰入金を356万4,000円減額しております。

繰越金につきましては、1,670万円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費408万1,000円の減額で、人件費の補正でございます。

保険給付費につきましては、傷病手当金49万9,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症傷病手当金を追加計上いたしております。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 1,295 万 1,000 円の増額で、前年度の保険給付費等交付金の実績に基づく返還金、及び固定資産税課税誤りによる国保税の返還金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 65 号、令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 255 万 4,000 円を追加して、総額を 3 億 2,218 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金を 137 万 2,000 円増額しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 118 万 2,000 円増額でございます。

次に、歳出であります。総務費につきましては、総務管理費 137 万 2,000 円の増額で、人件費の補正であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、過年度分の保険料負担金 118 万 2,000 円の増額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 66 号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6,287 万 6,000 円を追加し、総額を 28 億 6,775 万円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入から説明をいたしますが、国庫支出金につきましては、国庫補助金 28 万 5,000 円の増額で、介護保険システム改修補助金の交付決定額に基づくものでございます。

繰入金につきましては、5,799 万 1,000 円の増額でございます。うち、一般会計繰入金は 312 万円の減額でございます。基金繰入金は 6,111 万 1,000 円の増額で、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算による、国庫負担金、県負担金などの返還金に伴い、繰入れるものでございます。

繰越金につきましては、460 万円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費 274 万 9,000 円の減額で、主に人件費の補正でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 6,562 万 5,000 円の増額で、過年度精算による返還金に伴う増額でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 67 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 8,811 万 8,000 円を減額し、総額を 9 億 1,308 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げますが、使用料及び手数料につきましては、使用料 3,310 万円の減額で、コロナ禍において、原油価格や物価高騰等の影響を受ける町民、事業者を支援のために、水道使用料を 3 カ月分、基本料の免除をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3,888 万 5,000 円の増額でございます。

繰越金につきましては、1,009 万 7,000 円の増額で、令和 3 年度決算の確定によるものでございます。

町債につきましては、簡易水道事業債を 1 億 400 万円減額いたしております。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費におきまして、8,811 万 8,000 円の減額でご

ございます。うち、管理費は1,588万2,000円の増額で、人件費の補正、並びに電気料の増額などがございます。建設改良費は1億400万円の減額で、水道管県道布設に伴う兵庫県との協議調整不調などによりまして、工事の実施を先送りをして、工事請負金を減額をいたしております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第68号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,633万8,000円を追加し、総額を14億7,302万6,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金777万9,000円の増額でございます。

繰越金につきましては、855万9,000円の増額で、令和3年度決算の確定によるものであります。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、1,633万8,000円の増額であります。うち、管理費は1,643万8,000円の増額で、主に人件費の補正、並びに電気料の増額などがございます。事業費は10万円の減額といたしております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 町長、しばらくお待ちください。

お諮りします。お昼が来ようとしていますが、このまま審議を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、このまま審議を続行します。

はい、よろしく申し上げます。

町長（庵途典章君） それでは、これで特定環境保全公共下水道事業の提案の説明は終わらせていただきまして、次に、議案第69号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第1号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ117万7,000円を追加し、総額を4億3,061万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金34万4,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、152万1,000円の増額で、令和3年度決算の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、117万7,000円の増額でございます。うち、浄化槽管理費は3万円の増額でございます。農業集落排水施設管理費につきましては114万7,000円の増額となっております。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第70号、令和4年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第1号）についての提案のご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ354万9,000円を追加し、総額を1億823万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金を287万7,000円増額をしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、67万2,000円を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、教育費につきましては、社会教育費321万3,000円の増額で、人事異動に伴う人件費の補正、また、電気料の増額などがございます。

諸支出金につきましては、基金費33万6,000円の増額でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第71号、令和4年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第1号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ826万3,000円を追加し、総額を1億1,491万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、繰入金につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費の増額に伴う一般会計繰入金826万3,000円の増額でございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費826万3,000円の増額でございます。利用者の新型コロナウイルス感染症予防対策として笹ヶ丘荘のエアコン3台とロッジのエアコン3台の取替えに伴う工事請負費596万1,000円と、電気供給事業者が変更となるための光熱水費240万円の増額が主なものでございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次、議案第72号、佐用町水道事業会計補正予算案(第1号)について、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出から説明をさせていただきますが、収入の第1款、水道事業収益の第1項、営業収益は1,130万円の減額で、コロナ禍において、原油価格や物価高騰等の影響などを受ける町民、事業者を支援するための水道使用料を3カ月分減免いたします。(提案説明の最後で基本料金の減免と確認あり)

また、第2項、営業外収益は、減免見込み相当額を一般会計補助金として1,130万円増額するもので、水道事業収益の総額1億8,993万4,000円に変更はございません。

支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用は1,431万4,000円の増額で、久崎水源地の洗浄業務委託、並びに電気料の増額などを追加計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出において、支出の第1款、資本的支出、第1項、建設改良費は238万円の増額で、久崎及び大酒の水源地の水脈調査業務委託などを追加計上いたしております。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案(第1号)の提案の説明とさせていただきます。

〔基本料、使用料(聴取不能)〕と呼ぶ者あり〕

町長(庵途典章君) 基本料金。ここに、ちゃんと書いてないから駄目やな。水道の一般の簡易水道については、基本料金ということを申し上げましたけれども、確認をいたします。

3カ月の減免につきましては、水道料金の基本料金の減免となっております。

以上、長くなりましたけれども、議案第63号から議案第72号まで、それぞれの会計の補正予算につきましてご説明させていただきました。

それぞれ、慎重にご審議の上、ご承認をいただきますように、よろしく願い申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。



議長（小林裕和君） 議案第 63 号から議案第 72 号について、当局の説明が終わりました。  
ただ今議題にしております、議案第 63 号から議案第 72 号については、9 月 22 日の本  
会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。  
お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を午後 1 時  
30 分とします。

午後 0 0 時 0 3 分 休憩

午前 0 1 時 2 8 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

---

日程第 25. 認定第 2 号	令和 3 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26. 認定第 3 号	令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定 について
日程第 27. 認定第 4 号	令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28. 認定第 5 号	令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい て
日程第 29. 認定第 6 号	令和 3 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30. 認定第 7 号	令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31. 認定第 8 号	令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
日程第 32. 認定第 9 号	令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて
日程第 33. 認定第 10 号	令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
日程第 34. 認定第 11 号	令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35. 認定第 12 号	令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36. 認定第 13 号	令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 37. 認定第 14 号	令和 3 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 25 に入りますが、日程第 25 から日程第 37 につい  
ては一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 25、認定第 2 号、令和 3 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 37、認定第 14 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計決算の認定についての 13 件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました認定第 2 号から認定第 14 号までの令和 3 年度佐用町一般会計並びに 12 の各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして一括議題とされましたので、順次、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたく存じますので十分ご審議をいただきますように、まず、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、認定第 1 号、令和 3 年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。

金額につきましては、千円単位で申し上げさせていただきます。

まず、決算書 68 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は 130 億 9,034 万 8,000 円、歳出総額が 129 億 5,016 万 3,000 円、歳入歳出差引額 1 億 4,018 万 5,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源が 810 万 5,000 円ございますので、実質収支額は 1 億 3,208 万円でございます。

実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 7,000 万円といたしております。

次に、決算書 1 ページ、一般会計歳入決算書をご覧くださいと思います。

歳入につきまして、款ごとの収入済額について、ご説明をさせていただきます。

町税は 20 億 4,813 万 6,000 円でございます。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からルールに基づきまして交付をされております。

地方譲与税 1 億 7,028 万 9,000 円、利子割交付金は 145 万 5,000 円、配当割交付金は 1,469 万 3,000 円で、株式譲渡所得割交付金は 1,731 万 2,000 円、法人事業税交付金は 2,385 万 1,000 円、地方消費税交付金は 3 億 9,224 万円、ゴルフ場利用税交付金は 4,651 万 8,000 円、環境性能割交付金は 2,034 万 6,000 円でございます。

地方特例交付金は、4,657 万 4,000 円、地方交付税は 62 億 7,843 万 9,000 円で、そのうち、特別交付税が 5 億 9,460 万円でございます。

交通安全対策特別交付金は、322 万 6,000 円となっております。

分担金及び負担金は、4,248 万 9,000 円で、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などがございます。

使用料及び手数料は、2 億 3,013 万円で、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料などがございます。

国庫支出金は、13 億 8,786 万 4,000 円で、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、地方創生臨時交付金などを受け入れております。

県支出金は、7 億 9,869 万 3,000 円で、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、地籍調査事業委託金などがございます。

財産収入は、6,129 万 6,000 円で、高度情報通信網賃借料、各種基金の預金利子などがございます。

寄附金は、2,626 万円で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金でございます。

繰入金は、2 億 9,139 万 4,000 円、特別会計繰入金と基金繰入金でございます。

繰越金は、1 億 678 万 6,000 円で、うち、繰越明許費に係るものは 3,258 万円でございます。

諸収入は、2 億 9,095 万円であります。

町債は、7 億 9,140 万円で、合併特例事業債 2 億 8,080 万円、過疎対策事業債 3 億 6,190 万円などとなっております。

次に、歳出でございますが、同じ 7 ページの一般会計歳出決算書をご覧いただきたいと思っております。

議会費は、1 億 600 万 2,000 円でございます。

総務費は、14 億 9,303 万 8,000 円でございます。総務管理費におきまして、地方創生臨時交付金事業など新型コロナウイルス感染症対応などによる諸事業のほか、庁舎管理などを行う財産管理、協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。

民生費は、33 億 5,511 万 8,000 円でございます。社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、高年クラブ助成事業、障害者福祉サービス事業などがございます。児童福祉費におきましては、児童手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等医療費助成事業及び保育園等の運営事業などが主なものでございます。

衛生費は、11 億 4,477 万 5,000 円でございます。保健衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業のほか、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、母子保健事業でございます。清掃費におきましては、にしはりま環境事務組合負担金と、クリーンセンター、衛生公苑などの施設管理事業などがございます。

農林水産業費は、8 億 5,794 万 2,000 円でございます。農業費におきましては、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業などを実施いたしております。林業費におきましては、有害鳥獣駆除活動補助事業、航空レーザー測量事業などを実施いたしております。

商工費は、1 億 5,761 万 7,000 円でございます。町商工会助成金、町観光協会補助金、笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は、11 億 9,172 万 4,000 円でございます。土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施。道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁の点検など橋梁維持修繕事業などを実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

消防費は、4 億 9,212 万 5,000 円でございます。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費などが主なものであります。

教育費は、10 億 5,182 万 8,000 円でございます。小学校費及び中学校費におきましては、学校管理・教育振興・通学対策事業を実施しております。社会教育費におきましては、青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などのほか、利神城跡整備事業を実施いたしております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策としての体育協会補助、及び体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営などが主なものでございます。

災害復旧費は、1,194 万 5,000 円で、農林水産施設災害復旧費でございます。

公債費は、25 億 2,687 万 6,000 円で、うち、11 億 5,788 万 1,000 円は後年度負担の軽減を図るため繰上償還をいたしております。

諸支出金は、5億6,116万5,000円で、公営企業費及び基金費でございます。

以上で、一般会計の決算の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第3号、令和3年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額7,732万1,413円、歳出総額7,731万9,000円で、差引き2,413円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書69ページの実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書13ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

財産収入が3,648万2,000円で、うち、出資配当金が2,500万円。町有地である、発電施設用地の賃貸料が1,148万2,000円でございます。

諸収入は、4,083万7,981円で、資金貸付金元利収入となっております。

次に、歳出でございますが、15ページ、諸支出金として、一般会計への繰出金が7,731万9,000円でございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第4号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額21億2,899万4,953円、歳出総額21億1,229万3,746円、差引き1,670万1,207円となっております。

実質収支につきましては、決算書70ページをご覧ください。

次、85ページの財産に関する調書の国保財政調整基金は、前年度末現在高1億1,033万9,382円。決算年度中の増減高は1,911万3,073円の増額で、令和3年度末現在高は1億2,945万2,455円でございます。

次に、決算書17ページ、ご覧いただきたいと思います。

まず、歳入から説明させていただきます。

国民健康保険税は、3億4,949万2,238円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として12万3,700円でございます。

国庫支出金は、48万円で、災害等臨時特例補助金でございます。

県支出金は、15億9,024万8,614円で、内訳は、保険給付に要する費用に係る普通交付金が15億1,559万5,251円、市町の状況に応じて配分される特別交付金が7,465万3,363円でございます。

財産収入は、11万3,073円で、基金の預金利子であります。

繰入金は、1億6,839万1,032円で、他会計繰入金であります。

繰越金は、1,743万1,305円で前年度繰越金でございます。

諸収入は、271万4,991円で、内訳は、延滞金、加算金及び過料が130万4,043円、受託事業収入が17万5,418円、雑入が123万5,530円となっております。

続いて、決算書19ページからの歳出について、ご説明をさせていただきます。

総務費は、3,225万6,746円で、内訳は、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が3,076万4,806円、賦課徴収事務に係る徴税費が127万4,040円、運営協議会費が21万7,900円でございます。

保険給付費は、15億297万5,180円で、内訳は、療養諸費が12億9,657万3,670円、高額療養費が2億300万1,842円、移送費が6万5,380円、出産育児諸費が168万840円、葬祭諸費が165万円、結核医療付加金が3,448円でございます。

国民健康保険事業費納付金は、5億3,156万7,221円で、内訳は、療養給付費分3億8,007万9,643円、後期高齢者支援金等分1億1,592万5,256円、介護納付金分3,556万2,322

円となっております。

保健事業費は、946万6,532円で、内訳は、特定健康診査等事業費が825万4,966円、保健事業費が121万1,566円でございます。

基金積立金は、1,911万3,073円で、財政調整基金積立金であります。

諸支出金は、1,691万4,994円で、償還金及び還付加算金として前年度の補助金・交付金等の精算に基づく返還金と、過年度の保険税還付による返還金が主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第5号、令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額3億1,423万8,709円、歳出総額3億889万7,101円、差引き534万1,608円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書の実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書23ページからの歳入について、ご説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料は、2億1,709万6,695円、使用料及び手数料は、督促手数料として7,700円でございます。

県広域連合支出金は、196万7,743円で、後期高齢者の健康診査事業等に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は、8,925万1,763円で、他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の一般会計からの繰入金でございます。

繰越金は、532万8,941円で前年度繰越金であります。

諸収入は、58万5,867円で、償還金及び還付加算金等であります。

続いて、決算書25ページからの歳出について、説明をさせていただきます。

総務費は、724万1,459円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費でございます。

保健事業費は、197万9,396円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、2億9,909万79円で、保険料等負担金及び、保険基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は、58万6,167円で、償還金及び還付加算金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第6号、令和3年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、事業勘定といたしましては、歳入総額28億2,549万1,008円、歳出総額28億2,088万9,386円、歳入歳出差引残が460万1,622円となっております。

実質収支につきましては、決算書72ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書27ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

保険料につきましては、5億445万8,973円で、第1号被保険者保険料でございます。

分担金及び負担金につきましては、収入額はございません。

使用料及び手数料につきましては、手数料3万6,000円。督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、7億6,614万4,048円で、うち、国庫負担金は4億9,822万5,873円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は2億6,791万8,175円で、主なものは、調整交付金及び地域支援事業交付金でございます。

支払基金交付金につきましては、7億5万7,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金につきましては、3億9,877万1,000円で、うち、県負担金は3億8,302万

6,000 円で、介護給付費負担金であります。県補助金は 1,574 万 5,000 円で、地域支援事業交付金であります。

財産収入につきましては、11 万 5,464 円で、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

繰入金につきましては、4 億 4,557 万 9,321 円で、一般会計繰入金であります。

繰越金につきましては、576 万 4,512 円、前年度繰越金であります。

諸収入につきましては、456 万 4,690 円で、うち、延滞金、加算金及び過料は 2 万 900 円で、第 1 号被保険者延滞金であります。雑入は 454 万 3,790 円で、主なものは、食の自立支援事業及び頭と体の健康教室などの実費徴収金でございます。

次に、31 ページからの歳出のご説明を申し上げます。

総務費につきましては、1 億 1,013 万 528 円。そのうち、総務管理費は 9,946 万 2,948 円で、主なものは、人件費、電算システムに係る委託料などの事務費でございます。介護認定審査会費は 981 万 6,180 円で、主治医意見書等手数料、介護認定審査会委員報酬などでございます。運営協議会費は 5 万 9,400 円。地域支援事業費は 79 万 2,000 円でございます。

保険給付費につきましては、25 億 2,866 万 5,580 円であります。うち、介護サービス等諸費は 22 億 6,991 万 953 円、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などがございます。介護予防サービス等諸費は 1 億 863 万 5,697 円で、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費など、介護予防給付に係る費用でございます。その他諸費は 179 万 590 円、審査支払手数料であります。高額介護サービス等費は 5,059 万 3,004 円。特定入所者介護サービス等費は 8,941 万 6,000 円、いわゆる補足給付費であります。高額医療合算介護サービス等費は 831 万 9,336 円でございます。

地域支援事業費につきましては、7,436 万 3,980 円でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 4,993 万 893 円で、総合事業における訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る経費でございます。一般介護予防事業費は 289 万 58 円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操などの介護予防事業などの経費でございます。包括的支援事業費は 782 万 2,423 円。地域包括支援センターの業務に係る経費、及び生活支援コーディネーター設置に係る委託経費でございます。任意事業費は 1,358 万 9,351 円で、食の自立支援事業など、家族介護支援事業が主なものであります。その他諸費は 13 万 1,255 円で、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金 8,316 万 464 円であります。この基金積立金は、令和 3 年度厚生労働省が新型コロナウイルス対策に追われ、介護給付費負担金の変更交付の勧奨がなかったために、年度当初の交付申請で交付額が確定しておりますので、例年よりも多くなっております。この交付金は、令和 4 年度の精算で、国庫負担金は約 5,200 万円、県負担金等とあわせて約 6,500 万円償還することとなりまして、9 月補正で対応するものでございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 2,456 万 8,834 円で、第 1 号被保険者保険料還付金及び過年度分精算に伴う償還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についての説明をさせていただきます。

歳入歳出決算の総額は、歳入歳出ともに 453 万 7,770 円でございます。

実質収支については、実質収支に関する調書をご覧ください。

まず、歳入によりご説明をさせていただきますが、決算書 35 ページ。

サービス収入につきましては、453 万 7,770 円でございます。うち、予防給付費収入は

361万2,050円で、介護予防サービス計画費収入でございます。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は92万5,720円で、総合事業に係る介護予防ケアマネジメント費の収入でございます。

次に、37ページ、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、11万6,850円で、居宅サービス事業費でございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金442万920円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第7号、令和3年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

簡易水道事業は、令和3年度末の給水人口は1万1,896人で、前年度に比べて319人の減となっております。配水量は195万4,796立米で前年度より4万871立米の減、有収率は83.7%となっております。

決算額は、歳入総額6億8,655万6,484円、歳出総額6億7,645万7,843円、差引き1,009万8,641円となっております。

実質収支につきましては、調書をご覧ください。

次に、決算書39ページから、まず、歳入について、ご説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、1,056万1,909円で、新規加入22件の負担金でございます。

使用料及び手数料は、3億5,253万3,906円で、使用料3億5,188万406円のうち、現年度分の収納率は99.65%。手数料は65万3,500円は、給水工事検査、開閉栓手数料など196件分でございます。

財産収入は、財政調整基金預金利子13万6,526円。

繰入金は、6,847万237円で、一般会計繰入金6,803万5,000円、基金繰入金43万5,237円を繰入れております。

繰越金は、前年度繰越金1,218万6,210円でございます。

諸収入は、水道管移設補償費、消費税還付金等で786万7,696円。

町債は、簡易水道事業債2億3,480万円となっております。

次に、歳出でございますが、41ページからご覧ください。

簡易水道事業費は、4億7,716万4,605円でございます。うち、管理費は2億1,558万2,534円で、人件費や各種負担金、消費税などの一般管理費及び現場管理費の電気料、各種修繕、施設管理委託料、工事請負金等の経常経費でございます。建設改良費は2億6,158万2,071円で、水道管更新工事、送水ポンプ更新工事、各水道施設の機器更新工事等でございます。

公債費は、起債償還元金及び利子で1億9,929万3,238円となっております。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第8号、令和3年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額14億5,874万8,233円、歳出総額14億5,002万7,507円、差引き872万726円となっております。

なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書43ページ、まず、歳入からご説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、375万円で、新規加入14件及び加入工事3件の負担金でございます。

使用料及び手数料は、2億2,793万8,565円で、使用料は2億2,784万3,565円のうち、現年度分の収納率は99.61%。手数料9万5,000円は、排水工事店指定手数料など13件分でございます。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金 4 億 262 万 6,000 円。

繰入金は、一般会計からの繰入金 4 億 4,029 万 7,000 円でございます。

繰越金は、前年度繰越金 348 万 468 円でございます。

諸収入は、下水道管移設補償費等 295 万 6,200 円。

町債は、公共下水道事業債等 3 億 7,770 万円となっております。

次に、歳出でございます。45 ページからご覧ください。

公共下水道事業費は、10 億 3,738 万 8,829 円で、うち、管理費は 2 億 344 万 775 円は、人件費や各種負担金、消費税等の一般管理費及び現場管理費として、各施設の光熱水費、医薬材料費、また、管理委託料、修繕等の経常経費でございます。事業費 8 億 3,394 万 8,054 円は、建設改良費として、人件費などの経常経費、建設改良に要する設計業務委託費、統合事業に係る管渠築造工事、三日月浄化センター改築工事及び前処理施設建設工事、佐用浄化センターほか 2 施設改築工事及び前処理施設建設工事等で、引き続き、2 億 6,345 万円を翌年度へ繰越しをいたしております。

公債費は、4 億 1,263 万 8,678 円で、下水道事業債の償還元金及び利子でございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 4 億 838 万 2,281 円、歳出総額 4 億 685 万 9,739 円で、差引き額 152 万 2,542 円となっております。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書 47 ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

使用料及び手数料は、使用料 9,193 万 7,657 円で、うち、現年度収納率は合併浄化槽使用料 99.5%。農業集落排水施設使用料 99.54%でございます。

繰入金につきましては、一般会計より 3 億 1,472 万 5,000 円を繰入れております。

繰越金は、前年度の繰越金 55 万 9,224 円であります。

諸収入は、66 万 400 円で、浄化槽事務取扱手数料でございます。

町債は、公営企業会計適用債 50 万円でございます。

次に、歳出でございますが、49 ページ、生活排水処理事業費は、1 億 8,692 万 8,673 円で、うち、浄化槽管理費 1 億 3,075 万 727 円は、ブローア一等の修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税等でございます。農業集落排水施設管理費 5,617 万 7,946 円は、人件費、各種負担金等の一般管理費及び現場管理費として、各施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託料、修繕工事費等でございます。

公債費につきましては、2 億 1,993 万 1,066 円で、合併浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債に係る償還元金、償還利子でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第 10 号、令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 9,904 万 4,070 円、歳出総額 9,837 万 238 円、差引き 67 万 3,832 円となっております。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書 51 ページから、まず、歳入をご説明を申し上げます。

使用料及び手数料は、166 万 6,930 円。

財産収入は、6 万 3,372 円、基金の利子でございます。



繰入金は、1,985万8,000円。

繰越金は、50万4,361円。

諸収入は、7,695万1,407円で、天文台公園運営委託金とロッジ利用料などでございます。

次に、歳出でございますが、教育費は、9,805万3,866円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は、31万6,372円で、基金費でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第11号、令和3年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算についての、ご説明を申し上げます。

令和3年度歳入歳出決算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されたことから、大浴場及びログハウスの営業中止、また、食事会場での人数制限の影響、夏休み等の長期休暇中の感染拡大による団体宿泊のキャンセルが多く出るなど、1年間を通じて大きな収入減となりました。

それでは、具体的な数値を申し上げますが、歳入総額、歳出総額とも8,357万1,083円でございます。

なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧いただきたいと存じます。

次に、決算書55ページの、まず、歳入から説明させていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入は3,949万3,656円、繰入金4,390万9,684円、諸収入は16万7,743円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費8,357万1,083円で、その主なものは、人件費、賃金、運営管理に伴う需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入等でございます。

令和3年度の施設利用客数は、宿泊者4,708人、食事1万133人、入浴2,705人、会議が51人、合計1万7,597人で、利用者全体としては、前年度と比較して、2,080人の増となっておりますが、コロナ前と比べますと、大幅な減でございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第12号、令和3年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出決算の総額は、歳入、歳出ともに584万8,703円でございます。

なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

次に、決算書59ページ、まず、歳入から説明をいたします。

財産収入は、560万2,670円で、三日月茶屋の1区画の売払代金556万円が主なものでございます。

繰越金は、前年度繰越金24万6,033円でございます。

歳出につきましては、決算書61ページ、宅地造成費が584万8,703円で、宅地造成事業特別会計の廃止による公共施設等整備基金への繰入金581万5,124円が主なものとなっております。

なお、令和3年度末で、残る分譲地は、広山団地の1区画、茶屋1区画の計2区画となっております。これらは、令和4年度からは、一般会計の事業として、引き続き分譲を行っていきたいと考えております。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第13号、令和3年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額、歳入総額668万3,610円、歳出総額3,170円、差引き668万440円となっております。

おります。

なお、実質収支につきましては、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 63 ページの、まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰越金は、449 万 6,091 円で、前年度繰越金でございます。

諸収入は、218 万 7,519 円で、内訳は、町預金利子が 3,600 円。

雑入では、奥海字千号地（せんごうち）の間伐事業による立木売払収入 181 万 4,919 円と、森林保全間伐促進事業補助金 36 万 9,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、65 ページからご覧ください。

歳出につきましては、総務費において、管理会の開催費用として 3,170 円のみ支出となっております。

以上で、石井財産区特別会計の歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

それでは、最後になりますが、認定第 14 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

令和 3 年度の業務量は、年度末給水人口 3,700 人で、前期より 64 人の減少、給水栓数は 1,746 栓で、1 栓の減となっております。

今期の配水量は 57 万 6,088 立米で、前期より 1 万 3,996 立米の減少となっており、有収水量は 48 万 8,765 立米で 8,742 立米の減少、有収率は 84.8%となっております。

まず、財政状況について、ご説明をさせていただきます。

決算書 1 ページをご覧くださいと思います。

収益的収入の第 1 款、水道事業収益は 2 億 799 万 2,112 円で、前年度と比べて 1,665 万 3,233 円の減収となっております。その主なものは、他会計からの繰入れ補助の減少、消費税還付金の減少等によるものでございます。

なお、収益的支出では、第 1 款、水道事業費は 2 億 2,563 万 2,747 円で、前年度に比べて 347 万 3,669 円の増額となっております。その主なものは、隔年実施の電気計装等保守点検による営業費用の増額によるものでございます。

3 ページ、資本的収入では、第 1 款、資本的収入、1 億 800 万 1,834 円で、その主なものは、施設や管路等の更新に伴う企業債の借入れ、一般会計出資金、他会計補助金でございます。

また、資本的支出では、第 1 款、資本的支出は、1 億 4,655 万 1,925 円で、その主なものは、水道管更新工事、送水ポンプ更新工事、各水道施設の機器更新工事等と、企業債償還金でございます。なお、双観橋水管橋架替工事 6,000 万円を翌年度へ繰越しをいたしております。

次に、5 ページ、損益計算書では、営業収益 9,461 万 5,579 円に対して、営業費用は 2 億 518 万 8,240 円で、営業損失は 1 億 1,057 万 2,661 円となっております。

一方、営業外収益 1 億 146 万 6,254 円に対して、営業外費用は 1,509 万 8,924 円となっております。

よって、差引き経常損失は 2,420 万 5,331 円となり、その他特別利益 55 万 1,178 円を加えて、当年度の純損失は、2,365 万 4,153 円となり、前年度繰越欠損金 3 億 6,272 万 585 円を加えて 3 億 8,637 万 4,738 円が当年度未処理欠損金となり、7 ページの欠損金処理計算書で、翌年度繰越欠損金といたしております。

なお、詳細につきましては、7 ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計決算の提案の説明を終わらせていただきます。

非常に、長くなりましたけども、以上をもちまして、令和 3 年度の一般会計及び 12 の特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきますが、それぞれ、ご審議をいただき

まして、認定をいただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 認定第2号から認定第14号までについて、当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第2号から認定第14号については、決算認定に関する案件であります。

この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第14号については、決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

---

#### 日程第38. 決算審査報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第38に入ります。

決算審査報告についてであります。

提案されました認定第2号から認定第14号については、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より審査報告を受けます。

中井幹夫代表監査委員。

〔代表監査委員 中井幹夫君 登壇〕

代表監査委員（中井幹夫君） 代表監査委員の中井でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査の報告に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、議員各位におかれましては、本町の振興発展のため、日々、ご尽力をいただいておりますことを、本席より厚く御礼申し上げます。

また、職員の皆様には、本町福祉の向上のために献身的に取り組まれておりますことを深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年度決算審査であります。一般会計及び特別会計は、令和4年7月29日から8月5日の間に計5日間。また、水道企業会計は6月29日に、山本幹雄議選監査委員と審査を実施いたしましたので、監査委員を代表して審査結果を報告いたします。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書のほか、各附属書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数が正確であるか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施いたしました。

なお、審査の過程では、関係職員から説明を聴取するとともに、例月出納検査等も参考にして実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類はいずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計

数的に正確であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に正確であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、決算審査意見の主なものを審査のまとめとして、27 ページ、28 ページに記述しておりますので、ご報告をさせていただきます。

まず、1 点目は、より効率的かつ効果的な事務事業の執行についてであります。町税・使用料等の徴収対策において、債権管理条例の制定等により、徴収と債権管理のルールが徹底され、同条例制定前の平成 30 年度に比べ滞納繰越分の収入未済額が全体で約 1 億 4,000 万円減少しており、これを高く評価します。今後も町民負担の公平の確保のため一層の徴収努力をお願いします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、地域の感染拡大防止対策や、子育て世帯・農商工業者・医療機関等の支援などに積極的に取り組んだことは、感染拡大の防止や困窮者の生活支援等に効果があったと思われまます。新型コロナの収束には、まだ、時間を要すると思われまますが、各種施策・事業の精査により行政のスリム化、優先順位の高い事業の重点的实施による町民サービスの最適化などを進め、持続可能な財政運営に向け努力をお願いします。

2 点目は、子育て・教育環境の充実、引きこもり支援推進についてであります。教育環境の充実については、佐用中学校大規模改修と上津中学校グラウンドフェンス工事等が完了しました。また、佐用町型連携教育や GIGA スクール構想の本格実施に入り有効に実施されており、中学生の不登校は小中連携で減少したと聞きます。なお、成人の引きこもり支援は緒についたばかりであり、社会参加に向け相談支援体制の充実に期待します。子育て支援においては、安心して子供を産み育てられる社会環境の整備を引き続きお願いします。

3 点目は、観光振興と文化財の保存・活用についてであります。観光については、コロナ感染拡大で大きな影響を受けましたが、その中でも南光自然観察村、これはネット予約導入などで過去最大の売上げを記録したことを評価します。3 ヶ年計画 2 年目の利神城跡応急対策工事により城跡本丸までの登山が条件付きではありますが可能になりました。また、平福旧木村邸関係事業は官民連携のもと一棟貸し宿とレストラン棟が昨年 8 月にオープンしたことを認めております。観光振興等に向け、コロナ禍の観光客等のニーズに沿った、さらなる創意工夫と庁内各部署間や近隣市町村との連携強化をお願いするものです。

4 点目は、公共施設の適正な管理と学校跡地等の利活用についてであります。公の施設の効果的・効率的な管理を行うため、三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事により三日月地域交流センターの一連の工事が完了したことは、整備が検討されている上月・南光地域の参考とされ、よい点は継続し、反省点があれば、改善していただくようお願いします。改修計画が進行中の農産物直売所・加工所施設は、生産から加工販売までの長期的な計画を立て、本町の農林業振興の核となる施設となるよう取組をお願いします。また、老朽化による漏水には上水道管路更新工事を優先して行うとともに、下水道施設の統廃合のため下水道管路の新設や、佐用衛生公苑廃止に向け三日月浄化センター前処理施設が完成し、佐用浄化センター前処理施設の建設も進んでいることを評価します。令和 6 年度からの公営企業会計化もにらんで、上下水道とも効率的な維持管理に一層努めらるよう、お願いします。なお、利神小学校・三河小学校跡地の利活用については、地域の活性化と関係人口の増加等につながるよう、引き続き慎重に検討してください。

最後の 5 点目は、行政組織の効率化とデジタル化についてであります。佐用町は合併以降「行政組織の効率化」に取り組み、適正化計画の目標とする職員数 250 人を平成 30 年度には達成し、効率的な組織運営がなされています。職員の定年延長が令和 5 年から実施

されますが、人員の適正な配置や職員の特性を踏まえた人材育成を中長期的な視点で行い、職員の労働環境やメンタル面のケアなどの安全衛生面にも配慮した、柔軟で効率的な組織運営に引き続き取り組んでください。令和4年4月に情報政策課が新設されました。自治体DX推進の中心組織として、庁内のデジタル化をはじめ、行政手続きのオンライン化等の計画的な推進に機能が発揮されることを期待します。なお、全国的な情報化の根幹となるマイナンバーカードの取得推進については役場全庁挙げて取組をお願いします。

最後に、議会及び行政当局の皆様には持続可能な財政運営を目指した、さらなるご努力をお願いして、決算審査の意見とさせていただきます。これで終わります。

議長（小林裕和君） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。  
どうも、御苦労さまでした。

---

#### 日程第39. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第39、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。令和3年度佐用町一般会計及び11特別会計と水道事業会計決算の審査のため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定しました。

---

#### 日程第40. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第40に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されていますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会、決算特別委員会委員長に平岡きぬる議員。副委員長に大村 隼議員。以上の両議員が、決算特別委員会の委員長及び副委員長に選任されました。よろしく申し上げます。

---

#### 日程第41. 委員会付託について

議長（小林裕和君） 続いて日程第41、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後02時39分 休憩

午後02時40分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を続行します。  
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（小林裕和君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。  
お諮りします。委員会等開催のため明日9月3日から14日まで本会議を休会したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。  
なお、次の本会議は9月15日、木曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。  
最後に、決算特別委員会、平岡きぬゑ委員長、大村副委員長から、挨拶をお願いいたします。

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） ただ今、上程されております令和3年度佐用町一般会計決算認定及び11特別会計の決算認定、水道事業会計の認定について、9月5日の月曜日と9月6日、火曜日、午前9時から委員会をご案内のように聞かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。  
申し遅れましたが、委員長の私、平岡と、副委員長の、

決算特別副委員長（大村 隼君） 大村 隼です。

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議長（小林裕和君） はい、委員長、副委員長には、よろしくお願いをいたします。  
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

---

午後02時42分 散会

---